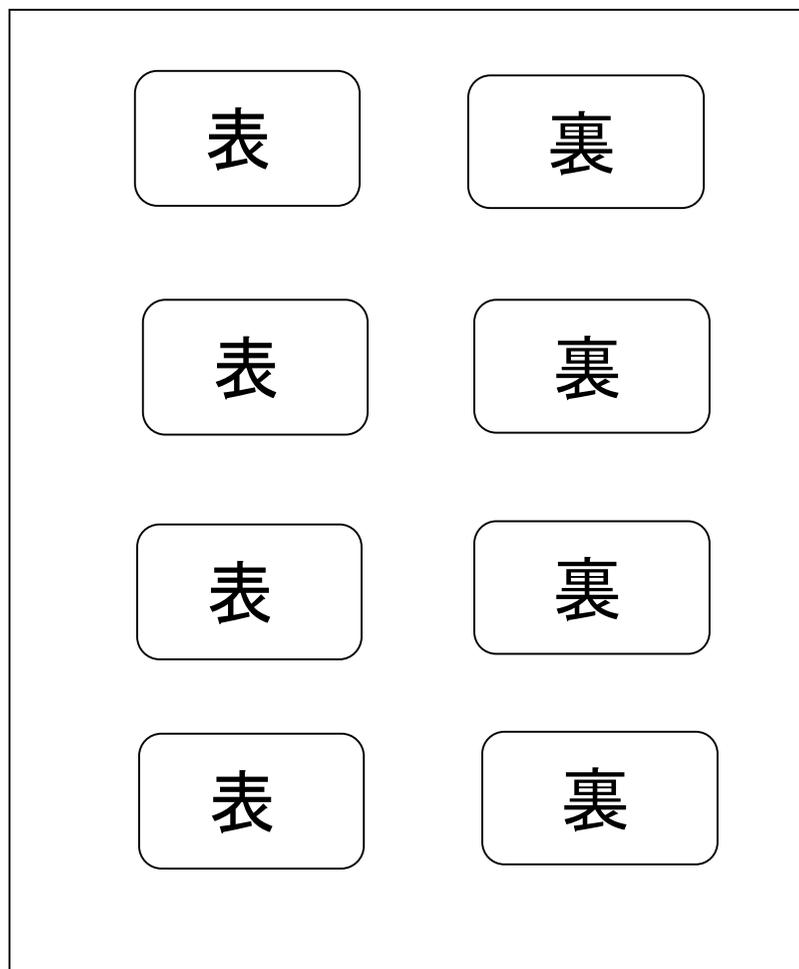


* 組合員証、被扶養者証、高齢受給者証のコピーの取り方



※検認当日に上記現物を提出出来ない場合は左のようにコピーを取って提出下さい。

(文字が不鮮明なものは不可)

※被扶養者分含めて、A4サイズの内紙にまとめて下さい。

※裏面は住所欄が見えるようにコピーして下さい。

(住所記載のないものは受付しません。)

※限度額適用認定証、特定疾病療養受療証はコピー不可

※住所が変わっている場合は別途手続きが必要です。

(書類は人事課福利厚生係(1号館1階6番窓口)まで)